

在宅医療・介護連携推進事業の概要

◆国が定める8つの事業項目－大阪市の取り組み体制

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

- ・地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集
- ・情報を整理し、リストやマップ等の必要な媒体を選択して共有・活用

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ・地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握・共有し、課題を抽出、対応策を検討

(カ) 医療・介護関係者の研修

- ・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、他職種連携の実際を習得
- ・介護職を対象とした医療関連の研修会を開催

(キ) 地域住民への普及啓発

- ・地域住民を対象にしたシンポジウム等を開催
- ・パンフレット、区広報紙、HP等を活用した在宅医療・介護連携に関する普及啓発
- ・在宅での看取りについての講習会の開催等

区役所を中心に事業実施

(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの一体的な提供体制の構築を推進

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ・情報共有シート等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ・在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ・医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターを配置し、相談窓口の設置・運営により、連携の取組みを支援

(高齢者等在宅医療・介護連携相談支援事業として)

地区医師会等に委託

連携

『在宅医療・介護連携
相談支援室』を設置・運営

健康局を中心に検討

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ・同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

在宅医療・介護連携相談支援室について

◆在宅医療・介護連携相談支援室とは？

設置の目的：在宅医療・介護関係者等からの在宅医療・介護連携に関する相談を受けるとともに、連絡調整・情報提供等の支援を行い、多職種間の円滑な相互理解や情報共有が行える体制を構築する。

①設置状況

・平成27年8～28年7月：東成区においてモデル実施

・平成28年 8月～：11区
平成29年 4月～：11区
平成29年 10月～：2区

段階的に24区に設置
→地区医師会等に業務委託

②専任の在宅医療・介護連携支援コーディネーターを配置

③業務内容

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援・連絡調整・情報提供
- ・関係者間の「橋渡し役」となり、「顔の見える関係」を構築

〈開設時間〉

月～金曜日：9時～17時

(祝日・年末年始等を除く)

〈支援対象者〉

区民に対して支援を行っている
医療・介護関係者に対する支援

ただし、実情に応じて直接、区民及びその家族に対応する。

〈支援内容〉

地域の医療機関や介護事業所等に対する連携調整や情報提供等。

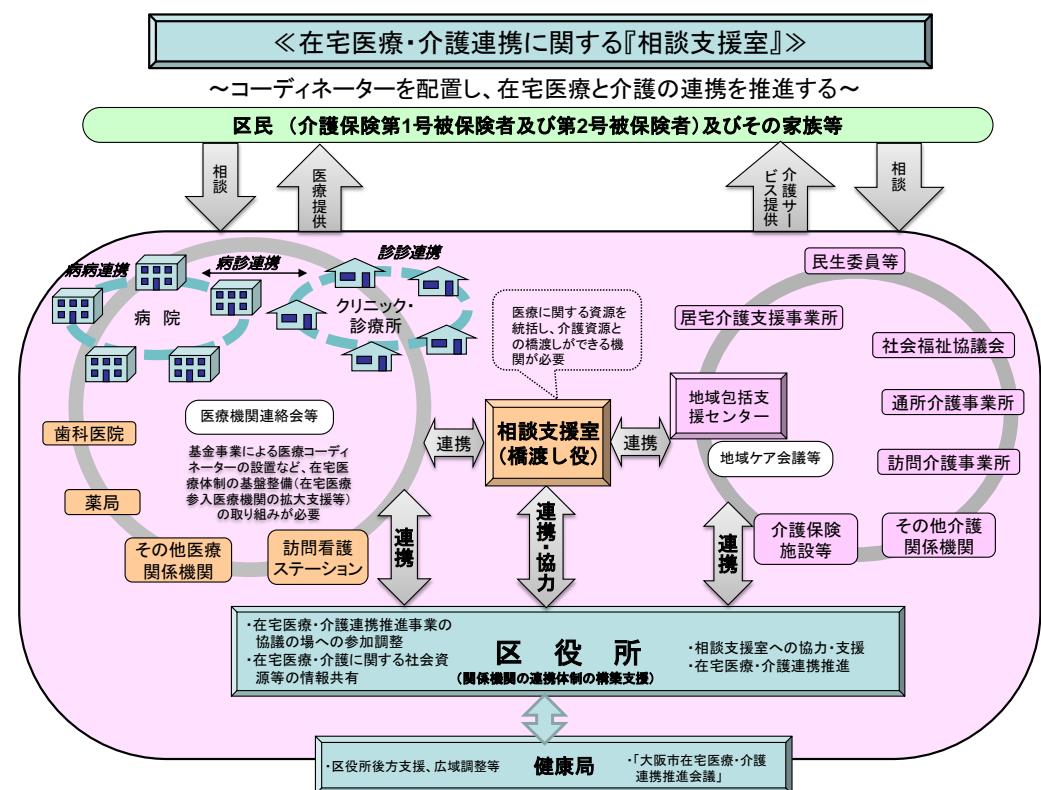
(相談支援対象者)

- ・介護保険第1号被保険者
(65歳以上)
 - ・介護保険第2号被保険者
(40歳～64歳の医療保険
加入者で特定の疾病
該当者)



〈『相談支援室』の役割〉

- ①医療と介護の「橋渡し役」
 - ②医療・介護関係者・機関との「顔の見える関係」構築
 - ③切れ目のない医療・介護の提供体制構築のための
医療・介護分野における課題抽出と解決に向けた
取組み支援」
 - ④医療・介護関係者のスムーズな「情報共有」の支援
 - ⑤区役所の在宅医療・介護連携推進事業担当員との連携



●コーディネーターの配置状況●

○コーディネーターの資格要件

◆以下の1～3のいずれかの要件を満たす専門職

- 1 医療に関する国家資格を有する者（保健師・看護師等）で、地域において訪問看護及び保健福祉に関する相談等の実務経験がある者
- 2 医療ソーシャルワーカー業務指針「厚生労働省保健局長通知（健康発第1129001号）」に基づく実務経験1年以上を有する者
- 3 介護支援専門員資格を持つなど介護に関する知識を有し、保健福祉に関する相談などの実務経験1年以上の者

○各区配置状況（令和元年8月現在）

